

第 3 編

災害予防計画

第1章 河川防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現況

本県の一級河川として、北部に大台ヶ原を源とする紀の川が西流し紀伊水道に注ぎ、東部には日本最多雨地帯の大峰山脈に源を発し熊野灘に注ぐ熊野川が南流している。

これら二河川に挟まれるよう、有田川、日高川等、本支川合わせて317本の二級河川が紀伊水道や熊野灘に注いでいるが、ほとんどが本県の地形状況より急流河川であり、短時間の降雨で出水氾濫による被害を受けやすい。

また、河口部周辺のほとんどが低地帯で、これらを貫流する河川の氾濫による浸水とともに高潮による災害も発生しやすい。

これらの浸水・氾濫等の被害より国土保全、民生安定を図るために築造されてきた河川構造物は他の多くの土木構造物とは異なり、その大部分が土でできており、かつ自然的、地形的な制約のもとで歴史的、段階的に形づくられてきたものである。

近年では、従来氾濫区域であった地域での人口、資産の集中が著しくなってきている。

2 計画方針

一般の河川堤防は、地震により被害を受けても土堤であることから完全に崩壊してしまうわけではなく、浸水防御に対する機能の一部が保持され、かつ復旧が比較的容易であること等により、耐震性の検討をしていないが、自立式護岸、樋門、樋管及び水門等の河川構造物及び、橋梁等の許可工作物については地震時慣性力を考慮している。

しかしながら、平成7年1月の阪神・淡路大震災の被災状況を踏まえ、河川堤防が地震により沈下等の被災を受けた状況下での河川水の浸水による二次被害のおそれがある区間として、海水面よりも地盤高の低い海拔ゼロメートル地帯の堤防及び河川構造物の耐震点検を実施し、「地震により壊れない堤防」を目標とするのではなく、「壊れても浸水による二次被害を起こさないこと」を目標に、地震時の影響を慣性力のみではなく、液状化に対しても検討を行い整備する。

この他、橋詰などの交通の結節点等にスポット的な親水・利便施設を整備し、震災等の緊急時には水上輸送の船着き場、荷揚げ場としての機能、及び消火用水・生活用水の確保機能を有する構造として整備する。

3 事業計画

平成7年の震災後、緊急的に耐震点検を行い、対策が早急に必要である区間について、工事を実施している。

また、緊急的な復旧を速やかに行えるように土砂等を普段から備蓄しておく。

震災等の緊急時に水上輸送の船着き場、荷揚げ場としての機能、また消火用水・生活用水を確保できる機能を有するスポット的な親水・利便施設等を治水計画上支障のない区間で河川改修工事に併せて整備する。

第2章 砂防防災計画（県県土整備部）

1 現 態

土石流危険渓流は、砂防課ホームページ参照。

2 計画方針

地震に起因する土石流災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。
また、土石流災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 砂防指定

土砂の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域を指定地とし、立木の伐採、土石の採取等の一定行為の禁止・制限等を行う。

(2) 砂防事業

砂防設備の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的な土石流対策

土石流による災害から人命を保護するため、下記の総合的な土石流対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（土石流）は5,505区域で、うち4,754区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されている。（令和3年8月末現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、04-05-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、土石流が発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として1kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編04-01-00、04-02-00をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象（山鳴り、渓流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指

示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

才 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編 04-03-00 を参照）

また、各振興局建設部は土砂災害発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

力 緊急調査

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。

国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）

1 現 態

県下森林面積 361,116ha のうち 134,742ha は、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、山地に起因する災害が依然として絶えない現状に加えて、都市周辺山地の宅地化が進むに伴い、地震発生時の森林の持つ防災機能の高度発揮が一層期待されている。

このため、既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、保安林以外の災害危険地についても保安林の指定を進め、治山事業の拡充を推進している。

※ 山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編 05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02 を参照

2 計画方針

森林整備保全事業計画（計画期間令和元年度～令和5年度）に基づき崩壊の復旧、崩壊危険地の予防対策を行い、荒廃した渓流の安定を図るとともに、保安林の防災機能を高めるために林相改良及び本数調整伐を行い、地震による山地災害を防止する。また、地すべり危険地については、地震による振動が地すべりの発生原因になる場合があるので、調査観測並びに対策工の実施を推進する。

3 事業計画

- (1) 崩壊発生地及び崩壊の危険のある斜面を復旧安定させるため、山腹工事を行い森林を育成する。
- (2) 荒廃した渓流について浸食の拡大を防ぎ、山脚を安定させるとともに、渓流に堆積した土砂の流出を防ぐために治山ダムを設置する。
- (3) 渓岸が乱流により横浸食を起こし、土砂を生産している箇所において、渓流を安定させるために流路工を施工する。

また、間伐等の遅れから荒廃森林に移行する恐れのある保安林について、緊急に本数調整伐を実施し、保安林機能を強化する。

- (4) 地すべり地内で、既に被害が発生している箇所やその恐れがあるものについて地下水排除、不安定土砂排土、アンカーワーク、杭打工、緑化工等を実施し、地すべりの発生を防止するとともに被害地の復旧を図る。

- (5) 災害等により荒廃している保安林については、植栽、下刈、追肥、除伐、枝落等の保安林整備事業を実施し保安林の機能を回復させ、山腹崩壊、土砂流出を防止する。

また、間伐等の遅れから荒廃森林に移行する恐れのある保安林について緊急に本数調整伐を実施し保安林機能を強化する。

- (6) 過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、適切な維持管理を行う。

第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県国土整備部）

1 現況

地すべり危険箇所は、資料編 06-01-00、06-02-00 を参照、もしくは砂防課のホームページ参照（林野庁及び国土交通省所管分）。

2 計画方針

地震に起因する地すべり災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。また、地すべり災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進めること。

3 事業計画

(1) 地すべり防止区域指定

地すべりが発生するおそれのある区域を地すべり防止区域として指定し、助長若しくは誘発するおそれのある行為の制限等を行う。

(2) 地すべり対策事業

森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行う。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的な地すべり対策

地すべりによる災害から人命を保護するため、下記の総合的な地すべり対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（地すべり）は 567 区域となっている。（令和 3 年 8 月末現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編 04-05-00、06-03-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、地すべりが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県下一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。

また雨量情報を提供する。

※ 雨量観測箇所は、資料編 04-01-00 を参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

才 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編 04-03-00 を参照）

また、各振興局建設部は地すべり発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

力 緊急調査

大規模な地すべりにより重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、県が緊急調査を行う。

県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県県土整備部）

1 現 態

急傾斜地崩壊危険箇所は、砂防課のホームページ参照。

2 計画方針

地震に起因するがけ崩れ災害対策及び二次災害対策のため、必要に応じ対策工事を実施する。

また、がけ崩れ災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、崩壊する恐れのある急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発される恐れがないよう一定行為の制限等を行う。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行う。

(3) 総合的ながけ崩れ対策

がけ崩れによる災害から人命を保護するため、下記の総合的ながけ崩れ対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は 15,807 区域で、うち 15,543 区域が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている。（令和 3 年 8 月末現在）

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編 04-05-00、06-04-00、砂防課ホームページ参照、もしくは砂防課、当該振興局建設部並びに当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、がけ崩れが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災害警戒情報、並びにその補足情報として 1 km メッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編 04-01-00、04-02-00 をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び補足情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石

の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編04-03-00を参照）

また、各振興局建設部はがけ崩れ発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

第6章 ため池防災計画（県農林水産部）

1 現 態

県下には、約5,000箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきた。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が1,933箇所ある。

※ 防災重点農業用ため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編07-01-00、07-02-00を参照

2 計画方針

近年における流域の土地開発や、土地利用の変化に伴う流出量の増加、並びに管理者である農家の高齢化、後継者不足により管理体制の弱体化が進行し、危険な状況となるため池が増加すると考えられる。一方で、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によるため池への影響も懸念されている。ため池が決壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、平成24年度に施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に策定した「ため池改修加速化計画」及び大規模なため池の耐震性評価、令和2年10月1日に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく推進計画により、計画的に改修、補強するよう強力に推進する。また、改修に着手出来ないため池についても、市町村のハザードマップ作成に対する支援、管理保全に対するソフト対策を推進し、防災・減災対策を充実させ、農村地域の安全安心を確保する。

3 事業計画

受益面積5ha以上かつ貯水量1,000m³以上のため池772箇所を県営事業の対象として、老朽化したため池の全面的な改修等によるハード対策を推進する。

第7章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県国土整備部）

1 現況

県内の海岸線の総延長は約 651km であり、このうち約 246km を海岸保全区域に指定している。本県は台風の常襲地帯であることから、これまで台風などによる高潮被害の防止を主目標に堤防・護岸・水門等の海岸保全施設を整備してきた。

※ 海岸市町別内訳は、資料編 08-01-00 を参照

※ 海岸重要水防箇所は、資料編 08-02-00、08-03-00、08-04-00、08-05-00、08-06-00 を参照

2 計画方針

高潮被害からの背後地の防護は、今後とも早期に整備すべき海岸事業の重要課題として推進する。さらに、津波対策として、県が実施する新たな被害想定に基づく津波シミュレーションにより、市町と連携を図りながらソフト対策とハード対策の総合的な組み合わせを検討し、効率的に安全性の向上が見込める重要な箇所をしぼった上で施設整備を計画する。

3 事業計画

- (1) 高潮対策として整備してきた堤防・護岸等の海岸保全施設は、津波に対しても一定の効果があるため、既存施設を津波が越流した場合でも粘り強く防護機能を発揮させることを目的に、機能点検や耐震点検を必要に応じ実施し、機能強化等を検討する。
既存施設の防護機能を最大限発揮することを目的に、機能点検や耐震点検を実施する。
- (2) 点検結果を受け、老朽箇所の修繕や耐震補強等、既存施設の改修を進める。
- (3) 今後整備する海岸保全施設については、設計条件に比較的発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対する外力や津波高を考慮する。
- (4) 水門・陸こう等については、操作体制など管理のあり方を検討したうえで、自動化、遠隔操作化を検討する。
- (5) 利用頻度が少ない陸こうについては、利用者の理解を得て廃工や統合化を推進して、管理箇所数の削減に努めるとともに、扉体の常時閉鎖化運動を展開する。
- (6) 津波ハード整備具体例

海岸名	地区名	事業内容		
		施設名	延長等	事業期間
和歌山下津港海岸	海南地区	津波防波堤 護岸（改良） 水門	554m 6,328m 6 基	平成 21～令和 5 年度
串本海岸	串本地區	護岸（改良）	2,220m	平成 27～令和 6 年度
那智勝浦海岸	下里地区	護岸（改良） 樋門	1,953m 2 基	平成 21～令和 6 年度
	天満・浜の宮地区	護岸（改良） 樋門	1,200m 1 基	

第8章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

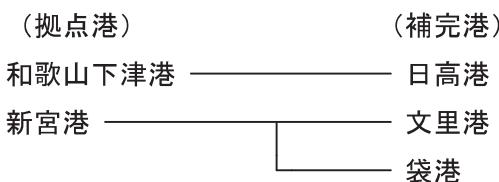
1 現況

県内には、15港湾があり、災害時の安全で確実な大量輸送機能等、港湾空間が有する防災上の優位性を生かした震災対策施設の整備を図るとともに、津波対策や液状化対策等、臨海部の有する立地上の特異性を克服する必要のある港湾について、適切な防災対策を計画する。

※ 県管理港湾一覧は、資料編09-00-00を参照

2 計画方針

(1) 耐震強化岸壁を整備して、災害時の罹災者の避難、救援物資の緊急海上輸送を支える港湾防災ネットワークを計画するとともに、緊急輸送道路との連携を図る。



- (2) 県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、港湾施設が津波に対して損傷となりにくい、粘り強い構造とする補強等を検討する。
- (3) 緊急輸送道路等、震災時に重要な役割を果たす橋梁の耐震化を図る。
- (4) プレジャーボートの適正保管のための係留施設を整備し、津波襲来時の二次災害防止を図る。

3 事業計画

港名	事業内容	
	施設名	延長等
和歌山下津港	防波堤（改良）	3,199m
	橋梁耐震化	4橋
	小型係留施設	1,401m
湯浅広港	防波堤（改良）	1,378m
由良港	津波防波堤	450m
日高港	防波堤（改良）	509m
	小型係留施設	41m
文里港	防波堤（改良）	469m
新宮港	防波堤（改良）	1,360m

第9章 漁港・漁村防災計画（県県土整備部）

1 現況

本県の漁村の大半は、背後に山が迫る地形条件にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路幅員も狭い。このため、地震津波が発生した場合の直接被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである。

漁港の施設についても、耐震性の劣る施設や老朽化した施設が多く、地震津波による水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある。

2 計画方針

- (1) 地震津波による避難困難地域の解消のため津波の第1波を防ぎ、避難時間を確保するための防波堤等の整備を行う。
- (2) 経済被害を抑え、早期の復旧・復興に繋げるための津波対策として防潮堤・防波堤・岸壁等の整備を行う。
- (3) 地震発生後に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、拠点となる漁港で、耐震性を強化した漁港施設を整備するとともに港湾防災ネットワーク及び緊急輸送道路との連携を図る。

(緊急物資輸送拠点漁港)

阿尾漁港、周参見漁港、串本漁港、勝浦漁港

- (4) 避難計画が構築された漁村において、人命を守るために必要な避難施設等を整備する。

3 事業計画

漁港名	事業内容		漁港名	事業内容	
	施設名	延長		施設名	延長
和歌浦漁港	防波堤	232.2m	田辺漁港	防潮堤	450.0m
	突堤	45.0m		防波堤	646.0m
箕島漁港	導流堤	360.5m		護岸	427.0m
	水門	1門	周参見漁港	防波堤	368.0m
阿尾漁港	防波堤	232.7m		防波堤	74.0m
	護岸	144.3m		護岸	145.0m
塩屋漁港	防波堤	434.3m	串本漁港	防波堤	1,424.8m
印南漁港	防波堤	221.4m		防波堤	245.0m
	護岸	257.2m		護岸	99.0m
堺漁港	防波堤	482.2m			
	突堤	30.0m			
	護岸	441.3m			

※岸壁の改良については必要に応じて行う

第 10 章 道路防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 態

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が相当数あり、そのうち国管理の緊急輸送道路における要対策箇所が106箇所存在し、県管理の緊急輸送道路における要対策箇所が521箇所存在する。

また、施工時期が古く耐震基準を満たさない橋梁等が相当数あり、そのうち国管理の緊急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁が55箇所存在し、県管理の緊急輸送道路においては439橋存在する。

種 別	実 延 長(km)	改良済延長(km)	改 良 率(%)	舗装済延長(km)	舗 装 率(%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	712.7	486.1	68.2	519.5	72.9
県 道	1,897.1	895.3	47.2	1,160.1	61.2
合 計	3,056.1	1,827.7	59.8	2,125.9	69.6

「道路統計年報 2021：自転車道線（4路線）を除く」 令和2年3月31日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編10-01-00、10-02-00を参照

2 計画方針

災害への備えとして、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港や港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国、県および市町村が一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り進めている無電柱化についても一層の推進を図る。

また、地震により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

3 事業計画

地震・津波による災害に強い道づくりを推進するため、高速道路等の幹線道路ネットワークの整備や、平常時で危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。

(1) 幹線道路ネットワークの整備

地震・津波発生時の救助・救援活動等、命の道となる高速道路や直轄国道の整備促進及び防災機能強化、県内主要幹線道路の整備を図る。

(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立

地震発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(3) 大迂回路や局地迂回路の選定

地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(4) 他機関との情報交換体制の確立

地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

(5) 道路防災事業計画並びに進捗状況

国管理の緊急輸送道路において耐震対策の必要な橋梁 294 橋のうち、282 箇所において耐震対策を完了している。また、落石や地すべり等の対策が必要とされる 565 箇所のうち、221 箇所の対策を完了している。

県管理道路の現在対策中の事業については下表のとおりである。

事業名	事業の概要	期間	事業内容	進捗状況
橋梁耐震事業 (橋梁耐震関係)	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路に架かる橋梁の内、平成 8 年より古い道路橋示方書に基づいた橋長が 15 m 以上の橋梁及び跨線橋について、左記の事業により震災対策を講じる計画である。	平成 16 年度～	全体計画 県管理の第一次緊急輸送道路 橋数：194 橋 県管理の第二次緊急輸送道路 橋数：232 橋 県管理の第三次緊急輸送道路 橋数：13 橋 合計 橋数：439 橋	令和 3 年度までの実績 県管理の第一次緊急輸送道路 橋数：190 橋 県管理の第二次緊急輸送道路 橋数：218 橋 県管理の第三次緊急輸送道路 橋数：7 橋 合計 橋数：415 橋
法面防災対策 (法面防災関係)	平成 25 年度に実施した道路ストック総点検において県管理の第一次緊急	平成 25 年度～	県管理の第一次緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路及	令和 3 年度までの実績

輸送道路、第二次緊急輸送道路及び第三次緊急輸送道路で、対策が必要との結果を得ている箇所について、左記事業により対策を講じる。	び第三次緊急輸送道路における要対策箇所数 521 箇所	完了 162 箇所
--	--------------------------------	-----------

4 その他

- ・「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用

今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結した。

道の駅では防災啓発活動を行うと共に、災害発生時は以下の防災活動に利用する。

- ①道路に関する道路情報、被災情報の提供
- ②道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- ③住民が避難・休憩するための場所を提供、支援物資の提供・保管

第11章 火災予防計画（県総務部危機管理局）

1 現況

近年の機械文明の発展に伴う社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務の質・量ともに増大し住民の消防に対する期待もますます高くなっているのが現状である。

このように増大する災害に対処するため、優秀な消防人を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

※ 火災概況は、資料編 11-00-00 を参照

2 計画方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。したがって震災被害を最小限に軽減し、地震時における火災を未然に防止するため、火災予防及び消防体制の充実強化を図る。

3 事業計画

- (1) 火気使用設備、器具の安全化に対する研究を行い規制強化等の施策に反映させる。
- (2) 各種集会、広報媒体を通じ、火災防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- (3) 起震車の利用促進を図り、火災防止の体験実習を行う。
- (4) 対震安全装置付きの火気器具等の普及徹底を図る。
- (5) 初期消火活動体制の強化を図る。
- (6) 市町村における消防体制の充実強化を図る。
- (7) 消防団組織の育成強化を図る。

第 12 章 都市防災化計画（県県土整備部）

1 計画方針

人口、産業が集中している都市地域においては、地震発生時に大規模な災害が起きる危険性が高い。このため、都市計画としては、避難地、避難路等都市基盤施設の整備や建築物の不燃化を推進し、安全な都市環境の実現を図っているところである。

本計画は、防災に係る都市計画を、都市防災化計画として位置付けることにより、なお一層の都市防災化の推進を図ろうとするものである。

2 事業計画

(1) 秩序ある市街地の形成

計画的な市街化を図るために、県下 23 の市町において都市計画区域(25 区域)を指定するとともに、和歌山市においては、市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域とに区域区分を行っている。

※ 都市計画法適用市町村一覧表は、資料編 13-01-00 を参照

※ 市街化区域及び市街化調整区域は、資料編 13-02-00 を参照

(2) 防火地域・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、一定規模以上の建築物を耐火建築物又は簡易耐火建築物にし、その他の建築物について屋根、外壁等を防火構造等にするなど防火上の観点からの建築構造上の規制を行うことを目的として、防火地域及び準防火地域が定められている。

※ 防火地域・準防火地域の現況は、資料編 13-03-00 を参照

(3) 都市計画施設の整備

ア 道路

道路は災害時には、避難、消防、救助等の場となるとともに、空地として、市街地の延焼を防止する機能を持っており、計画的に事業推進を図る。

※ 都市計画の道路現況は、資料編 13-04-00 を参照

イ 公園緑地

公園緑地は、避難地として、また避難路、延焼防止帯として、都市における防災上、重要な役割を果たしている。このため、計画的に事業推進を図るとともに、新耐震設計基準に対応した公園施設の改修や、市街地と工場との間に緩衝緑地の整備を行う。

※ 都市計画の公園緑地現況は、資料編 13-05-00 を参照

(4) 市街地開発事業

ア 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市基盤整備の十分でない既成市街地や未整備の市街地予定地において、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行う事業であり、安全な都市環境の創出に最も効果的な事業である。このため、事業化の推進と既存事業の促進を計画的

に図る。

※ 市町村別土地区画整理事業一覧は、資料編 13-06-00 を参照

イ 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、土地の高度利用と都市機能の更新を図るべき地区において、地区内建築物の除却、中高層不燃共同建築物、緑地、空地等の公共施設の整備を行う事業であり、都市中核地区の耐震化、不燃化等安全な市街地整備に効果的なことから事業予定地区の事業実施の推進と事業化が望ましい地区の事業推進を図る。

(5) 地震時に大規模な火災の可能性のある密集市街地の改善

密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時に大規模な火災の可能性がある地区の改善に向けて取り組む。

(6) 第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）に位置づけた下記事業の整備を重点に進める。

ア 緊急輸送道路

第13章 建造物災害予防計画（県県土整備部）

1 現況

近年市街地に立地する建築物の用途、設備は、多種多様で複雑化しており、建築物内部に展開される居住、業務生産等の活動は高度化の傾向にあり、都市機能の維持に不可欠なものであることから、災害時における安全性の確保は、極めて重要である。

また、郊外での大規模宅地造成等も行われており、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながることが予測される。

一方、昭和55年以前に旧耐震基準で建設された住宅が密集している地区は同時に道路も狭く、曲がりくねっていて公園等のオープンスペースも不足していることが多く都市を地震に強い構造にする上で大きな隘路になっており、火災などの災害発生時には大災害に発展するおそれがある。

2 計画方針

地震災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止し、さらに都市活動の確保を図るために、総合的な防災対策を行う。

また、大地震等に対する建築物等の安全性を向上させるために敷地内の空地、広場などを確保するとともに建築物の建替更新等の整備を計画的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

3 事業計画

(1) 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い住宅については、耐震改修に取り組まれる方の負担を軽減するために、県・市町村が連携し、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成するなどして耐震改修を支援する。

イ 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策につ

いても指導を行う。

ウ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災後は直ちに地震活動等による災害の拡大を未然に防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要があるため、地震被害建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、県内建築士を対象に講習会を実施し、応急危険度判定士を養成する。

応急危険度判定士として登録した者について、その居住地別で名簿を作成し、紀北、紀中、紀南等での震災の想定のもとで、県、市町村間の連絡体制、応急危険度判定士の出動依頼及び命令系統等の出動体制を整備する。

※ 和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱は、資料編 14-00-01 を参照

エ 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、（一財）県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに、不適格な建築物について防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

オ がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

カ 耐震相談窓口の設置

建築物の耐震に関する相談に応じるため、関係団体（建築士会、建築士事務所協会等）との連携のもとに相談のための窓口を設置する。

(2) 公共建築物の耐震対策

市町村に対して建築物の耐震に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ次の対策を講ずる。

ア 建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震改修の普及と啓発を図る。

イ 公共建築物の耐震改修対象建築物の把握を行う。

ウ 耐震対策市町村連絡会議の開催

年1回以上連絡会議を開催し、耐震対策の推進及び技術の向上を図る。

(3) 計画的なまちづくり

地震災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物への建て替えを促進し、公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行う。

ア 老朽建築物や木造住宅密集地域の解消

密集市街地整備等により、震災時における危険度の高い地域の解消を促進する。

イ 建築物の耐震化、不燃化の促進

市街地再開発事業や優良建築物等整備事業による建築物等の更新・整備を促進する。

ウ 地域の要望に合ったまちづくりの誘導

地域のまちづくりを支援し、建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全な市街地の整備を誘導する。

工 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難場所まで安全で障壁のない避難路を確保するため、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図る。

オ 公共建築物の耐震化

災害時の拠点や避難場所となる公共建築物の耐震化と防災倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

カ 民間建築物の耐震化

多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進する。

第14章 下水道等施設災害予防計画（県県土整備部）

1 現 態

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設であるとともに、公共的水域の水質保全のためにも重要な施設である。

県内の下水道等の普及率は低いものの、生活基盤を支える重要なライフラインの一つである。

※ 下水道事業の供用開始状況表は、資料編15-01-00を参照

※ 農業集落排水事業の供用開始状況表は、資料編15-02-00を参照

2 計画方針

施設の耐震・耐水化を図るとともに、地震・津波時及び大規模停電発生時においても下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

3 事業計画

- (1) 下水道施設等の耐震・耐水化を進める。
- (2) 施設の点検・復旧要員を確保するため、近隣市町による応援体制の整備や下水道事業災害時近畿ブロック支援体制等との連携を図る。
- (3) 幹線管渠の詳細調査に対応するため、テレビカメラ等の手配体制を整える。
- (4) 災害が長期化したときに備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図る。
- (5) 被災時に国や他府県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

第15章 宅地災害予防計画（県県土整備部）

1 現 態

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。

現在、宅地造成工事規制区域の指定状況は、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、田辺市、白浜町、新宮市、那智勝浦町の6市2町の全域面積233,566haのうち指定面積は、26,838haであり1%に相当する。

2 計画方針

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

3 事業計画

(1) 宅地防災月間の設定

地震等により発生する宅地の崩壊及び調整池の決壊に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため6月及び9月の2期を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに努める。

(2) 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度のPR及び指導を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

大震災等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県内対象者に講習会を実施し、被災宅地危険度判定士（以下、宅地判定士）を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、宅地判定士名簿の管理、市町村窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

※ 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱は資料編14-00-02を参照

※ 和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱は資料編14-00-03を参照

※宅地防災工事の貸付金制度

宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた際に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の融資制度を積極的に活用するよう指導し、早急に宅地の改善を図るものとする。

○宅地防災工事資金融資

①申込みができる者

- 宅地について勧告又は改善命令を受けた者。
- 「勧告」、「改善命令」とは・・・次の法律に基づき地方公共団体から出される。

勧告	①宅地造成等規制法第 16 条第 2 項又は第 21 条第 2 項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 9 条第 3 項 ③建築基準法第 10 条第 1 項
改善命令	①宅地造成等規制法第 17 条第 1 項若しくは第 2 項、又は第 22 条第 1 項若しくは第 2 項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 10 条第 1 項又は第 2 項 ③建築基準法第 10 条第 3 項

- 「勧告」を受けた日から 2 年以内又は「改善命令」を受けた日から 1 年以内に申込みがあつた者
- 年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合（＝総返済負担率）が次の基準を満たす者

年収	400 万円未満	400 万円以上
基準	30%以下	35%以下

※ すべての借入れとは、宅地防災工事資金融資による借入れのほか、宅地防災工事資金融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れを指す。注：総返済負担率基準に満たない場合、同居する親族の収入を合算できる場合もある。

- 申込日現在、原則として 79 歳未満の者
- 日本国籍の方又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）により

永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住）の者

②融資可能な工事

- ①のり面の保護 ②排水施設の設置 ③整地 ④擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）
- ⑤その他（例：ネットフェンスの設置）

③融資額

1,190 万円又は工事費の、いずれか低い額を上限とする。

④融資金利

住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑤返済期間

20年以内（1年単位で選択可能。）

* 申込み条件により別途限度がある。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑥担保

工事を行う土地、その土地に建っている家屋などに第1順位の抵当権を設定。

⑦火災保険

返済終了までの間、工事を行う土地に建っている家屋に要件を満たす火災保険を付保。

※ 火災保険料は本人負担となる。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑧申込み・問い合わせ

a 借入申込書・融資の案内の入手方法

借入申込書等については、下記お客様コールセンターへ請求。（無料）

住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

受付時間 9:00~17:00（祝日、年末年始を除く）

利用出来ない場合（PHS、海外からの国際電話など）は、048-615-0420
(通常料金が発生。)

b 申込み方法

郵送又は来店により住宅金融支援機構本店へ申込む。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

第 16 章 盛土防災計画（県農林水産部・県国土整備部）

1 現 態

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において発生した盛土の崩壊による大規模な土石流災害を踏まえ、県下全域で盛土総点検を実施した結果、5,838 箇所の盛土を抽出した。

※ 盛土総点検については、砂防課ホームページ参照

2 計画方針

大雨等気象状況の変化や経年変化により盛土の状況に変化が生じるなどして、対策が必要と判断された場合には、所有者等に指導や監督を講じるものとする。

3 事業計画

宅地造成及び特定盛土等規制法（令和 4 年 5 月公布）の施行に向け、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行うものとする。

第 17 章 流木災害予防計画（県農林水産部・県国土整備部）

1 現 態

県下における貯木場は 7箇所あり、木材けい留を許可している河川は、築地川（和歌山市）である。

※ 貯木場の所在・面積及び貯木能力は、資料編 16-00-00 を参照

2 計画方針

津波、台風、高潮及び洪水等に際し、流木による被害の防止対策を講ずるものとする。

3 事業計画

木材業者及び公共管理者等は、災害時における流木による被害を軽減するため、次の事項について万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 津波・台風襲来前には貯木場内の木材けい留を整理し、厳重な固縛を行い、いかだの混乱、流散の防止を図る。
- (2) 水中貯木のものをできる限り陸上貯木に切り替える。
- (3) 河川にけい留貯木している木材は、津波、洪水、高潮時に流出して河川管理施設や橋梁等を損傷するなど、災害の発生を助長するおそれがあるので、占用許可を受けた者は、常に区域内を監視し、けい留ロープなどの点検を行い、いかだの流出防止に万全を期する。
- (4) 災害時における木材による災害防止のため、関係者で連絡調整を図る。

第18章 上水道施設災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

大規模な地震の発生に備え、水道施設の耐震性の強化を図るとともに被害を受けた施設の復旧を速やかに行い飲料水を確保することを目的とする。

2 事業方針

- (1) 市町村の水道施設について、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて施設の耐震化等を進め、地震による被害を最小限にする施策を指導する。
- (2) 単独で水道施設の応急対策ができない、被災地の水道事業体が応援の必要性を認めた場合、速やかに県内水道事業体、関係団体及び他の府県へ応援要請できるよう連絡調整の体制を指導する。

3 実施計画

- (1) 水道施設は広い地域に分布し特に地質や地形等の立地条件及び取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設による多種多様の構造物や機器より構成されているため、設計条件や老朽度合い等により耐震性は異なる。耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を指導し、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に耐震化事業を進めるよう指導していく。

また、施設の耐震化に関しては、「水道施設耐震工法指針（日本水道協会編）」に基づき行うものとするが、特に重要度に応じて次のとおり進める。

- ア 浄水場、配水池等の構造物や主要な管路等の重要度の高い基幹施設については、耐震化の優先度を高める。
- イ 避難所、救急病院等の防災上重要な施設や、福祉施設等の災害時要援護者の施設に配水する管路については、その耐震化の優先度を高める。
- ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械施設についても、同時に耐震化を進める。

- (2) 被災した水道施設が復旧し、断水が解消するまでの間の飲料水・生活用水を確保するため、耐震化された配水池への緊急遮断弁設置を進めるよう指導していく。

- (3) 水道事業体等が水道施設の被災予測を踏まえた応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、公表することを指導していく。

また、水道事業体等の緊急時の組織体制及び相互支援体制作りを指導していく。

第19章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

1 現 態

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む。）及び記念物（特別記念物含む。）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、高野町をはじめ和歌山市、田辺市、那智勝浦町等に多く所在し、このほか市町村が条例により指定している文化財や未指定であるが価値の高い文化財も多数ある。

文化財の防災施設としては、警報設備、避雷設備、消火設備及び防災道路などで、これらの設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

また、津波被害が危ぶまれる沿岸市町の社寺を対象に美術工芸品を中心とした文化財（未指定品を含む）の所在確認調査を行っている。

- ※ 国・県指定文化財集計表は、資料編17-01-00を参照
- ※ 指定文化財国宝（建造物）は、資料編17-02-00を参照
- ※ 指定文化財重要文化財（建造物）は、資料編17-03-00を参照
- ※ 県指定文化財（建造物）は、資料編17-04-00を参照

2 計画方針

県内には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存し、後世に伝えるためには文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村文化財主管部局は、勧告、助言、指導等を行うものとする。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び別に定める対応マニュアルによるものとする。

3 事業計画

県・市町村文化財主管部局、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

(1) 現状把握

未指定を含む文化財リストの作成及び現況・収蔵状況を把握する。

また、復旧・復興事業を円滑に進めるため、分布調査等により埋蔵文化財包蔵地の内容と範囲について精度の向上に努める。

(2) 体制整備

ア 文化庁及び市町村をはじめ県内外の関連機関との役割分担と連絡体制を整備する。

イ 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観

光 客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。

ウ 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター、近畿圏危機発生時の相互応援など外部組織からの支援体制を確立する。

エ 埋蔵文化財の取り扱いについて、復旧・復興事業計画に適正に位置付けられるよう、県及び市町村の文化財保護部局は危機管理部局、土木部局等の関連部局と十分な事前調整を行う。

(3) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等を行う。

(4) 文化財保護思想の普及及び訓練

ア 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

イ 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を隨時行う。

(5) 施設整備等

ア 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー・放水銃設備、防火壁、防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

イ 地震対策

建造物等の耐震化、美術工芸品等の転倒・転落防止対策、史跡等の地盤崩落防止措置等

ウ 浸水対策

適正な資料収蔵施設の確保、資料の分類及び収納、水損資料レスキュー用具類の備蓄

エ その他の対策

(6) 防災設備の維持管理

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和4.4.1現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設設置済件数	設置率
警報設備	国	81	80	99%
	県	41	30	68%
消防設備	国	81	71	88%
	県	44	18	41%
避雷設備	国	81	60	74%
	県	44	11	25%

（注）1 国指定建造物84件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物56件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

第 20 章 危険物等災害予防計画

第 1 節 危険物災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 態

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。

※ 危険物製造所等数調（完成検査済証交付施設）は、資料編 18-00-00 を参照

2 計画方針

地震災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

3 事業計画

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。

イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行うよう市町村の指導を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化
イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
エ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
イ 隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

ア 市町村に化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。
イ 危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

(5) 避難、救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

第2節 火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 態

県内の火薬類製造施設等及び高圧ガス製造事業所等の保安の確保については、いずれも火薬類取締法及び高圧ガス保安法に基づき安全は確保されている。

特に、高圧ガス設備については、耐震設計基準により設置が義務づけられており、古い設備についても見直しを行い、基準に満たない設備については補強等の措置を講じている。

また、平成8年の法改正により、平成9年度以降、配管（支持構造物を含む。）についての耐震設計基準が導入された。

平成12年度から、新設・変更される高圧ガス施設が高レベル地震動（600ガル以上）に対して、当該構造物が破壊・倒壊しないよう設計することが義務付けられた。

さらに、平成14年7月に公布された東南海・南海地震対策特別措置法（現在は南海トラフ地震対策特別措置法）では、推進地域内で対策計画策定基準を満たした高圧ガス第1種製造者に対し、津波からの避難の確保、防災訓練及び地震防災に関する教育・広報を危害予防規程に盛り込むよう義務づけられた。

※ 火薬類関係事業所一覧は、資料編19-00-00を参照

※ 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所は、資料編20-00-00を参照

2 計画方針

火薬類の製造施設については、地震よりもむしろ、地震により発生する火災による激しい燃焼が起きる場合が予想されるので、特に地震火災に対する災害の拡大防止について立入検査等により指導する。

高圧ガス製造施設等についても、地震による災害よりも、その後の漏洩、火災等による二次災害が予想されるので、これらを防止するための設備面の対策及び訓練等の拡充、徹底を指導する。

3 事業計画

(1) 設備面の対策

- ア 高圧ガス設備の見直しを図り、高圧ガス設備等の補強を指導する。
- イ 高圧ガス容器については、地震時における転倒転落による漏洩、火災が予想されるのでその防止対策の強化を指導する。
- ウ 防消火設備・通報設備の見直し及び強化を指導する。
- エ 地震時の他災害の発生の防止又は軽減を図る措置を講じるよう指導する。

(2) ソフト面の対策

- ア 地震時における情報の伝達、避難、その後の点検等のマニュアルの整備を図るよう指導する。
- イ 各事業所における施設状況を常に把握し、地震発生に伴う災害の拡大防止に備える。
- ウ 立入検査時において、地震時における災害防止に適応しているかチェックを行う。
- エ 高圧ガス製造事業所においては、地震による二次災害防止のため、各事業所において定期的に緊急停止訓練、防災活動訓練を実施するよう指導する。

- オ 地震時における輸送時の災害防止のため、和歌山県高圧ガス地域防災協議会の自主保安活動の促進を図る。
- カ 地震時等の液化石油ガス製造事業所における災害防止・拡大防止のため、（社）和歌山県エルピーガス協会の自主保安活動の促進並びに緊急応援連絡体制の活用を図る。
- キ 東南海・南海地震対策特別措置法に規定された高圧ガス製造事業所に対し、危害予防規程に記載された事項の実施状況を確認、指導する。

第3節 毒物劇物災害予防計画（県福祉保健部）

1 現　況

県下における毒物劇物の製造、輸入業者及び貯蔵タンクは、その大部分が和歌山市小雜賀地区及び湊地区周辺の重化学工業地帯に集中している。

※ 毒物・劇物製造業者等一覧は、資料編 21-01-00 を参照

2 計画方針

毒物又は劇物の流出等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物の製造、貯蔵等を行う施設に対して、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」に基づき、震災対策の指導を徹底する。

3 事業計画

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止を指導をする。

- (1) 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンク等の貯蔵施設調査の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催
- (4) 和歌山県毒物劇物地震対策協議会の開催
- (5) 毒物劇物危害防止規程の作成推進

第4節 放射性物質事故災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 現 態

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、平成31年3月31日現在県内に67事業所あり、その内訳は、医療機関12、教育機関3、研究機関3、民間機関44、その他5事業所である。

※ 放射性同位元素等使用事業所一覧は、資料編22-01-00を参照

2 計画方針

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

3 事業計画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。
- (3) 県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。
- (4) 県は、放射性物質使用事業所、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第5節 有害物質流出等災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市町村と連携して実施する。

2 事業計画

- (1) 石綿飛散防止対策（上記1-(2)-アの物質）
 - ア 県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、アスベスト台帳※1を作成し、その情報を市町村と共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
 - イ 県及び市町村は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
 - ウ 県は、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定めた「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」※2を作成し、市町村と連携した体制を構築する。
 - エ 県及び市町村は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。
- (2) 有害物質流出防止対策（上記1-(2)-イの物質）
 - ア 県は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壤汚染等の対策について、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」※3に準じて、市町村及び事業者と連携した体制を構築する。
 - イ 県は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し市町村と情報を共有する。
 - ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
 - エ 県、関係市町村及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

※1 「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

※2 「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」資料編 23-01-00 を参照

※3 「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」資料編 23-01-01 を参照

第 21 章 公共的施設災害予防計画

第 1 節 公衆電気通信施設災害予防計画

本章は、地震防災の災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1 地震防災教育

地震防災応急対策に関する社員並びに一般社員に対し、それぞれに応じた地震防災上必要な知識が徹底するよう次に掲げる事項に関し、教育を行う。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (4) 地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) その他必要とする事項

2 地震防災訓練

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年 1 回以上実施する。

- (1) 津波警報等の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 大規模地震発生時の災害応急対策
- (4) 避難及び救護
- (5) その他必要とする事項

3 防災訓練への参加

中央防災会議、或いは都道府県、市町村防災会議等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

4 地震防災広報

地震防災広報は、基本計画編第 3 編第 13 章第 1 節 5 項（災害時における広報）による。

5 災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ・災害の発生に伴う大規模通信障害発生時に復旧作業の支障となる樹木・土砂等の障害物除去等の作業の連携等に関する県との協定締結。

(KDDI 株式会社)

1 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行う。

- (1) 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (3) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

2 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

3 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

- (1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- (2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

4 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

5 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施する。

6 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

7 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

8 防災に関する教育、訓練

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
- (2) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- (3) 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間および複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一に備えることとする。

③ 災害対策用設備および防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直しおよび

改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

(楽天モバイル株式会社)

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を發揮する。

② 地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条に基づき、電力施設に係る災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

また、非常事態が発生した場合、広域にわたる被害へ対応するため、すべての事業所は、必要な要員を確保し、すみやかに広域連携・支援体制を確立する。

3 関係機関との相互連携協力体制の構築

(1) 自治体との協調

平常時には、地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア) 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。

また、地方防災計画の作成や被害想定の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

イ) 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供及び収集
- ② 災害応急対策及び災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア) 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結

- イ) 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結
- ウ) 復旧作業の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去等の作業の連携等に関する県との協定締結
- エ) 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携
- オ) 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施
- カ) 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- キ) 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ク) 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「ニアラート」の活用

(5) 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力及び関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

4 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、大規模地震により予想される地震動および津波に関する知識や、大規模地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、大規模地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。

(2) 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年1回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。なお、訓練の実施に当たっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理し、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 津波からの避難対策

関西電力及び関西電力送配電は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路、避難ルートを示した避難マップを作成し、従業員に周知する。

また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。

(5) 電力設備の災害予防措置に関する事項

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分	対策の基本的な考え方				
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラス津波
区分I	火力発電設備 LNGタンク 油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分II	発電設備 (区分I除く) 流通設備 電力保安通信設備(※)	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲での津波の影響の軽減対策を行う。

※通信事業者から提供を受ける保安通信回線も含む

上記の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

なお、一般的な地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計を行う。

ア) 地震動への対応

① 水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として、構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備の技術基準に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

③ 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。

また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

④ 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

⑤ 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

⑥ 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

イ) 津波への対応

① 火力発電設備

機器の耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するほか、消防法令等に基づいて耐浪化を進める。

津波浸水深が3m以上ある火力発電所の燃料油タンクについて、緊急遮断弁の遠隔化を実施する。

② 送電設備

送電設備は、必要に応じて、代替性の確保、多重化等の対策を行う。

③ 変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて、基礎のかさあげ等の対策を実施する。

④ 配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、被害軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

⑤ 通信設備

主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

5 防災業務施設及び設備等の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ) 潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ) 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

また、自治体等の被害想定を受けて通信手段の途絶が予想される事業所については、衛星携帯電話を配備する。

ア) 無線伝送設備

- ・マイクロ波無線等の固定無線回線
- ・移動無線設備
- ・衛星通信設備

イ) 有線伝送設備

- ・通信ケーブル
- ・電力線搬送設備
- ・通信線搬送設備、光搬送回線

ウ) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

エ) IP ネットワーク回線

オ) 信用用電源設備

(3) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(4) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行なう。

(5) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(6) 水防・消防に関する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

イ) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車

- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- ④ 各種消火器具及び消火剤
- ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

(7) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。

- ア) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- イ) 油回収船
- ウ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

(8) その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、整備・点検を行う。

6 復旧用資機材等の確保及び整備

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

また、災害対策用資機材は分散配備に努めるとともに、置場が浸水しないことを確認する。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧資機材の数量を把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 復旧用資機材の分散配備

復旧用資機材は分散配備に努めるとともに、浸水しないことを確認する。

(6) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

なお、津波により孤立するおそれのある事業所については、食料・医療・医薬品等生活必需品について裕度をもった保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(7) 復旧用資機材の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借地交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

7 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び

自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、および必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、震度ブレーカーを取り付けること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項。

イ) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客様の、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第3節 大規模停電災害予防計画（県総務部危機管理局）

1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備を図ることを目的とする。

2 重要施設に対する燃料供給体制の整備

県は、大規模停電が発生した際に予想される燃料需要の増加に対して、重要施設への燃料供給を迅速かつ円滑に行うため、「大規模災害発生時等における燃料供給に関する対応マニュアル」において、必要な手順等を定める。

3 重要施設の非常用電源設置状況等の情報収集

県は、大規模停電発生時における電源車の配備について、国、電気事業者等からの円滑な支援を受けられるよう、重要施設の非常用電源の設置状況等についての情報を収集するものとする。

第4節 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社、新宮ガス株式会社）

計画方針

保安体制の整備強化を図るため、災害発生の未然防止はもちろん、地震が発生した場合にもその被害を最小限に止めるため、平常時から防災施設を整備し、ガス工作物の設置及び維持管理の基準等についての改善を図る。

また、ガス施設の耐震性強化だけに止まらず、震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地におけるガス供給確保を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面についての総合的な災害予防対策を推進するものとする。

<大阪ガスネットワーク株式会社>

1 現 態

※ 都市ガスによる二次災害防止策は、資料編 25-01-00 を参照

2 事業計画

保安規程に基づく「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」などにより、大阪ガス及び関係工事会社等に対し、警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

各施設の対策並びに訓練等については以下のとおりである。

(1) 施設対策等

ア 導管及び付属設備

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び整圧機、バルブ等の付属設備については、法令、保安規程等に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については機械的強度、許容伸び率の大きい溶接鋼管工事の拡大や可とう性にすぐれたダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管への切り替えを行なうとともに、継手については耐震性を考慮したメカニカル継手の採用を推進する。

イ 通信関係設備

製造供給設備の配置と供給区域の地理的条件を考慮して、各地域ごとに回線を構成し、その集合地点と本社とを無線回線（衛星通信等）で接続する。

ウ 防災機器を備えた製造・供給システム

製造供給システムに係る災害予防計画として、次の施策を推進する。

① 導管網のブロック化

地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、導管網のブロック化を図っている。

②マイコンメーターの普及

ガスによる二次災害を防止するため、一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普及を図る。

エ 緊急用資材の整備

地震発生に伴って緊急事故が発生した場合、早急に応急若しくは復旧措置ができるよう緊急

用資材を保有し、その点検整備を行う。

オ 震度情報システムの確立

地震発生後の応急対策活動を迅速、的確かつ効果的に行うために、供給エリア内の主要地点に地震計を設置している。

(2) 教育訓練及び震災知識普及

ア 教 育

各事業所及び関係工事会社の従業員に対して、地震・防災に関する基礎知識、事故防止及び緊急時措置を重点に教育し、保安意識の向上を図る。

イ 地震及び緊急時訓練等

地震発生時、緊急時及び非常召集時を想定して定期的に訓練を実施し、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、防火・消火、情報の収集伝達、広報等に関して万全を期する。

ウ ガス安全使用のための周知

ガス使用者に対し、常にガスの正しい使い方、並びにガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に地震発生時に避難する時は必ず「ガス栓」を閉じるように周知する。

(3) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ・大規模災害発生時における後方支援活動拠点の使用に関する自治体との協定締結

<新宮ガス株式会社>

1 現 態

※ 都市ガス配管状況（新宮ガス）は、資料編 25-02-00 を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風・洪水等の風水害及び地震・津波・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限にするために、ガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面について総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規程に基づく、「ガス漏洩及び導管事故処理要領」及び「地震防災対策措置要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集

① 地震情報

製造所に地震計を設置し、地震計を確認するとともにテレビ、インターネット等により地震情報を収集する。

② 気象情報

テレビ、インターネット等により河川・地域情報、気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、通信手段を確認するため通信網の充実を図る。

② 諸状況を把握するため、無線連絡を使用する。

③ 対策本部を設置し、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当初施設及び顧客施設の被害状況を収集し、防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 製造所設備

① 維持管理

製造所は、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、消防設備、保安電力設備等を整備する。

なお、台風・洪水等の風水害及び地震・津波・火災等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した点検検査基準に基づき維持管理を行うとともに、特に耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

② 防火管理

管理者を選任して次の予防点検を実施する。

a 調査報告

毎年1回、製造所の防火対象物並びに消火設備につき調査する。

b 管理者の予防点検

管理者は、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、作業以外の火気等の事項について、一定周期をもって予防点検を実施する。

イ 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナ、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管等の採用を推進する。

ウ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができようよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輌、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、無線等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別巡回見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急器材の点検整備を行う。

イ 地震災害対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報、気象庁情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、または発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(5) 教育訓練

ア 教育

従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

イ 訓練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期すため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出動も含めて召集訓練を実施する。

③ 震災訓練

動員体制、出勤体制、応急体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練及び地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防火知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉めるよう周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

第5節 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株和歌山支社、南海電気鉄道株、紀州鉄道株）

<西日本旅客鉄道株和歌山支社>

1 現 態

種 別	紀 勢 本 線	和 歌 山 線	阪 和 線	計
営 業 キ ロ (km)	204.0	52.1	26.4	282.5
橋 り よ う (箇所)	702	99	76	877
ト ン ネ ル (箇所)	129	0	6	135
踏 切 (箇所)	214	132	45	391

※ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社管内略図は、資料編 26-00-00 を参照

2 計画方針

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）の列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制を予め策定しておく、更に線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立して輸送の円滑化を図る。

3 事業計画

地震災害に対して、防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ 河川改修に伴う橋りょう改良
- ウ のり面、土留の維持及び改良強化
- エ トンネルの維持、改修及び改良強化
- オ 落石防止設備の強化
- カ 建物設備の維持、修繕
- キ 電力、通信設備の維持、補修
- ク 空高不足による橋けた衝撃事故防止
- ケ 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- コ 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- サ その他防災上必要なもの

<南海電気鉄道株、紀州鉄道株>

1 現 態

各社の鉄道施設は、次のとおりである。

社(線)名 種別	南 海 電 気 鉄 道 (株)			紀州鉄道(株)
	南 海 線	高 野 線	鋼 索 線	
営業距離 (km)	19.1	27.5	0.8	2.7
橋 梁 (箇所)	54	75	1	11
溝 橋 (〃)				1
トンネル (〃)	6	27		
踏 切 (〃)	60	42		19

(但し、南海電鉄(株)南海線、高野線は、本県内の分のみである。)

2 計画方針

鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、震災異常時においても、常に健全な状態を維持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

3 事業計画

鉄道施設の地震災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施するものとする。

(1) 南海電気鉄道株式会社

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ トンネルの維持、改修及び改良強化
- ウ のり面、土留の維持及び改良強化
- エ 落石防止設備の維持、補修
- オ その他、建物設備の維持、修繕
- カ 気象観測装置（雨量警報、風速警報、地震警報）の設置
- キ 沿線情報装置（河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報）の設置
- ク 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- ケ その他防災上必要なもの

(2) 紀州鉄道株式会社

- ア 橋りょう等の維持補修並びに改良強化
- イ のり面、土留の維持補修並びに改良強化
- ウ 建物等の維持補修並びに改良強化
- エ 線路警戒体制の強化
- オ その他防災上必要な設備改良

第 22 章 地震・津波観測施設等整備計画

(和歌山地方気象台、県総務部危機管理局)

1 現 態

(1) 地震発生状況等の把握

地震が発生した場合、その観測結果の迅速かつ正確な解析を行い、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報の発表を行うことが重要である。そのため、気象庁では常時地震観測施設を概ね 60 キロメートル程度の間隔で展開し、地震活動の常時監視を行っている。

また、地震発生後の初動体制を確立するためには、きめ細かな震度情報が重要である。このため和歌山県、国立研究開発法人防災科学技術研究所及び和歌山地方気象台では県内の震度計の整備を進め、平成 9 年 11 月 10 日より順次和歌山県及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の震度データを和歌山地方気象台から発表されるようになった。このことにより、県内の震度観測点は 10 地点から 58 地点となった。これらのデータ及び県内の潮汐観測施設のデータは、気象庁及び大阪管区気象台にオンラインで収集され、その解析の成果は大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報や地震及び津波に関する情報として発表される。

和歌山地方気象台では、和歌山県に対し、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報の伝達や情報の伝達及び発表を行っている。

※ 潮位観測所は、資料編 28-03-00 を参照

※ 地震観測施設は、資料編 28-04-01、28-04-02、28-04-03 を参照

※ 巨大津波観測所は、資料編 28-05-00 を参照

※ 和歌山地方気象台所管の地震計・震度計・潮位観測所等配置図は、資料編 28-06-00 を参照

(2) 観測精度の保持

地震及び津波観測の精度を保持するため、和歌山地方気象台では大阪管区気象台と協力して県内に所在する常時地震観測施設等の管理点検を行う。

(3) 県による津波発生の把握

県では、南海トラフの地震に備えて、市町村等における津波防災対策に係る津波の予報を提供するため、国立研究開発法人防災科学技術研究所から地震・津波観測監視システム（D O N E T）を用いた観測情報及び国立研究開発法人海洋研究開発機構から解析ソフトの提供を受け、津波の規模や到達予測をいち早く把握するために共同開発した津波予測システムを整備し、平成 27 年 4 月 30 日から気象庁の許可を得て津波の予報業務を行っている。（許可取得は、平成 27 年 3 月 26 日）

また、県が位置する紀伊半島は南海トラフに近く、県の「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海 3 連動地震」による津波浸水想定でも示しているように、地震発生から津波が到達するまでの時間が非常に短いという特性がある。

そのため、県民や県内におられる方に対していち早く津波からの避難を呼びかけるため、D O N E T によって得られる津波観測情報を活用し、情報を伝達する手段の 1 つとして、緊急速報メール等で迅速な避難の呼びかけを行う。

2 計画方針

気象庁は、地震・津波による災害の未然防止並びに軽減に資するため、大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報の高度化及び迅速な伝達を図るとともに、和歌山県及び気象庁など防災関係機関は、地震・津波の状況の的確な把握に必要な観測施設の整備及び観測点の整備並びに維持運営に努めるものとする。

また、津波災害の予防対策として、和歌山県は和歌山地方気象台と連携して沿岸各市町村に津波浸水予測図の作成を推進し、地域住民等に対して津波危険予測地域の周知を行う。

さらに、和歌山県は避難場所について、避難が有効かつ適切に行われる場所を指定するとともに、市町村地域防災計画に避難指示の伝達方法、避難誘導の方法等について定めるよう指導するものとする。

3 事業計画

(1) 和歌山地方気象台（気象庁及び大阪管区気象台と一体となって以下の事業に取り組む）

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報、地震及び津波に関する情報

- a 情報の内容充実及び伝達の迅速化
- b 地震発生直後の即時的情報の高度化
- c 気象台と防災関係機関との連携強化
- d 地震に関する知識の広報、啓発活動

イ 津波浸水予測図の普及と技術支援・協力

市町村が「地域防災計画における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図の作成及び活用に関して、市町村からの要請により、技術的な支援・協力をを行う。

ウ 観測システムの整備・維持管理

(2) 県

ア 震度情報ネットワークシステム

県は、県内各地に設置した計測震度計から、正確かつ詳細な震度情報の迅速な収集・伝達を維持・整備するよう努めるものとし、初動体制及び広域的な応援体制の早期確立等を図るものとする。

イ 港湾防災ネットワークシステム

県は、港湾防災関連施設整備事業で平成9年度から平成13年度までに、県下の主要港湾等（3箇所）に潮位計（津波計）を設置して、リアルタイムにデータ収集を行い、台風時の高潮、異常潮位、津波に対しての観測設備を整備した。

ウ 津波予測システム

県は、国立研究開発法人海洋研究開発機構と共同開発により、予測計算を行い第一波津波到達予想時刻、最大予想津波高、津波浸水域予測及び津波浸水深予測を表示させるシステムを整備した。

また、リアルタイム地震・津波関連表示システムによりD O N E T 観測点2ヶ所以上で予め定めた閾値を超過したとき、緊急速報メールで津波の観測情報を配信する。

(3) 市町村

ア 避難誘導標識等の整備

市町村は、避難路や避難場所について日頃から住民に周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮するものとする。

第 23 章 防災救助施設等整備計画

第 1 節 消防施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 現　　況

現在、県内 30 市町村のうち 29 市町村に常備消防機関が設置されており、消防本部数 17、消防署所数 48 である。消防団は全市町村に設置されている（R4.4.1 現在）。

- ※ 消防力の現況（消防常備化地域図）は、資料編 29-01-00 を参照
- ※ 消防の概要は、資料編 29-02-00 を参照
- ※ 消防ポンプ自動車等現有数は、資料編 29-03-00 を参照
- ※ 消防水利の現況は、資料編 29-04-00 を参照

2 計画方針

地震発生に伴い予想される各種災害に対処するため、消防の組織体制及び施設等の整備充実強化に努める。

特に、地震発生時には水道施設の破壊等による消火栓の断水又は極度の機能低下が予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多元化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

3 事業計画

県は、火災の同時多発、交通障害、消防水利の破壊等地震に伴う災害の特殊性を考慮し、次により消防施設設備の整備について指導と、国庫補助金の活用や助成を行う。

(1) 消防力の整備強化

同時多発、交通障害等困難な特徴を持つ地震火災に対処するための可搬式動力ポンプ等の震災対策用資機材の整備及び消防団の充実整備を促進し、地域における消防体制の強化を図る。

(2) 消防水利の整備強化

地震発生における消火栓は、水道施設の破壊等により断水又は極度の機能低下が予想され、また、防火水槽についても本体の損傷等によって使用不能になることが予想される。

このため、木造家屋密集地、避難路、避難地の周辺等優先順位に基づいて、耐震性貯水槽の設置等による消防水利の整備強化促進を図る。

第2節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

1 現 態

県は、被服、寝具、その他生活必需品について、災害救助法適用時において広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄の確保に努める。

※ 県の災害救助物資備蓄状況は、資料編 31-00-00 を参照

2 計画方針

震災に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図る。

3 事業計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、県内大手流通業者を中心に、調達に関する協定を締結し、それらの輸送に関しての協定を(社)和歌山県トラック協会と締結している。

また、県においては、併せて食物アレルギーに配慮した食料確保に努めるなど適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄（ところてん方式）も行っていく。

なお、県や市町村における備蓄物資の在庫管理においては、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

- ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 資料編 45-03-02
- ※ 社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定書 資料編 45-03-04
- ※ 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 資料編 45-03-05
- ※ 緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書 資料編 45-04-02

(2) 医薬品等

主に震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、発生後中～長期に需要が見込まれる医薬品については、県内の災害拠点・支援病院との間で協定を締結し、備蓄している。

このほか、関係団体と協定を締結し、災害時に必要な医療資材等について、優先的に供給できる体制としているほか、調達した医薬品等の保管や配送に関する協定も県医薬品卸組合との間で締結している。

なお、輸血用血液製剤については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、確保・供給する。

- ※ 医薬品・血液調達先一覧 資料編 46-06-01
- ※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 資料編 46-06-02
- ※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 資料編 46-06-03
- ※ 災害時における医療救護活動等に関する協定書 資料編 46-06-04
- ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 資料編 46-06-05

※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書	資料編 46-06-06
※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書	資料編 46-06-07
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編 46-06-08
※ 大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書	資料編 46-06-09
※ 災害対策用備蓄医薬品	資料編 46-06-10
※ 大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書	資料編 46-06-11
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編 46-06-12
※ 大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定書	資料編 46-06-13
※ 大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書	資料編 46-06-14

(3) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、各振興局を中心に備蓄倉庫の整備を図る。

第3節 防災拠点施設整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

震災に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害等に備えるため、広域防災拠点の整備を進めるものとする。

2 事業計画

県は、想定災害に対する詳細な被害想定を実施するものとする。

被害想定結果に基づき、防災拠点の適切な配置計画、分担すべき機能等を盛り込んだ整備計画を策定するものとし、防災拠点となる公共施設等の耐震化における数値目標の設定等の実施に努めるものとする。

また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

その際、既存の防災機能を有する用地については、その利活用、相互補完等について検討を行うものとする。

県は周囲に高台等がない地域における堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビル等の整備に努める。

第4節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画(近畿地方整備局、県県土整備部)

1 現 態

現在、災害発生時の緊急輸送路・防災拠点等として使用できる緊急用河川敷道路および防災公園を紀の川本川下流部において整備している。

2 計画方針

災害発生時において、紀の川下流部（和歌山市街部）における緊急輸送道路等のルートの多重性及び代替性、紀北地域を対象とした救援物資の集積場、救援隊の駐留地として防災拠点等を確保する。

3 事業計画

災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部に緊急用河川敷道路を整備する。

整備済み延長は、右岸：8.6km/8.6km (2.0k~9.6k) 左岸：7.8km/8.8km (0.2k~8.9k)

また、津波の影響がない紀の川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川敷道路を整備する。

(参考：防災拠点に隣接する紀の川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00)

第 24 章 防災行政無線整備計画（県総務部危機管理局）

1 防災行政無線の整備

(1) 和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備

県民の生命、財産を災害から守るためにには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。

特に県と市町村や消防本部との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。

県では、和歌山県総合防災情報システムを平成 16 年度から 4 箇年計画で整備し、平成 19 年 9 月より運用を開始した。西日本電信電話株式会社の大容量デジタル専用回線による有線回線と、一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第 2 世代地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線の 2 ルートにより、県庁と振興局等の出先機関、30 市町村、17 消防本部等を有機的に結合し、各種防災情報を電子情報化して県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、ファクシミリ、電話及びテレメータ情報を伝送している。

この他に、県職員の移動通信手段として全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性に優れた通信手段を確保している。

しかし、平成 23 年台風第 12 号がもたらした紀伊半島大水害では、豪雨によって衛星通信回線が長時間不通となり、その後の土砂災害と水害によって光ファイバーが断線して有線回線が長期間不通となった。2 ルートが同時に不通となる最悪の事態はかろうじて避けられたが、この反省を踏まえて、無線回線、有線回線及び衛星通信回線のそれぞれの役割を再検討し、より災害に強い防災通信ネットワークを構築していく。

また、一般的の通信回線や県総合防災情報システムが全く使用できなくなる壊滅的な状況においても最低限の音声通信を確保するため、防災相互通信用無線を活用して市町村、消防本部その他防災関係機関との通信訓練を行っていくこととする。

(2) 市町村防災行政無線の整備

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に災害情報や緊急地震速報等の気象情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

県内の市町村防災行政無線の整備状況は、同報系については 30 市町村すべてで整備が行われ、うち移動系との併設が 26 市町村となっている。

しかし、一部に機動性が高く耐災害性に優れた移動系無線を整備していないところがあるため、県はこれらの整備について働きかけていくとともに、災害時に孤立する可能性のある地域との通信の確保について、移動系無線、衛星携帯電話、デジタル同報系無線等のあらゆる通信手段を検討し、地域の特性に合った通信手段の整備を進めていくよう助言していく。

第25章 公安関係災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部、警察本部）

1 計画方針

地震・津波災害の発生又は被害の拡大を未然に防止するための公安関係災害予防計画は、次によるものとする。この計画の実施に当たっては、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努める。

2 事業計画

〈警察予防計画〉

(1) 警備体制の整備

ア 情報・通信体制の確立

気象情報等災害情報の迅速な収集と伝達・広報、迅速・正確な被害状況の把握、関係機関との連携強化のため、多角的な情報・通信体制の整備充実に努める。

イ 装備資機材の整備

災害警備に必要な装備資機材を警察本部、警察署、交番及び駐在所の機能に応じた整備充実を図るとともに、警察施設の非常用電源の整備を行う。

ウ 警察職員の教養訓練の実施

災害警備実施に関して、警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに、積極的に関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

なお、総合的な訓練においては、効果的な実施を図るため必要に応じ、災害対策基本法第48条による交通規制を行い、効果的に実施する。

エ 部隊活動拠点の整備

警備部隊等（県内部隊及び県外特別派遣部隊）の活動拠点の確保に努める。

(2) 危険予測地域の調査及び避難場所等の周知徹底

関係機関と協力し、災害発生に伴う危険予測地域の調査を行い、危険地域住民に対し、災害発生時の避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

(3) 交通確保に関する体制及び施設の整備

交通規制計画の策定・交通管制施設の整備及び緊急通行車両に係る確認手続き、運転者のるべき措置の周知徹底に努める。

(4) 住民の防災意識の醸成

地域住民、企業等の参加による防災訓練、防災講習会の実施や防災広報を積極的に行い住民の防災意識の醸成と災害時要援護者に対する支援意識の普及等の事前対策を推進する。

(5) 関係機関等の連携強化

関係機関・団体等との連携を密にし、相互協力・支援体制の強化に努める。

〈海上予防計画〉

(1) 資機材の整備

防災活動を迅速かつ確実に実施するため、防災資機材および通信機材の整備充実に努める。

(2) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次の関係資料の収集及び調査研究に努める。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害発生の予想に関する資料

ウ 港湾状況

エ 防災施設、器材等の種類、分布等の状況

(3) 関係機関との連絡協力体制

災害予防のため、関係行政、民間団体との連絡を強化し、相互に協力するよう努める。

(4) 研修訓練

平常業務を通じて、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、隨時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、捜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(5) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止活動を実施するほか、隨時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等により海上災害防止思想の普及に努め、また、巡視船艇職員により一般船舶への臨船指導を強化する。

第 26 章 防災訓練計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び県民の防災意識の高揚等を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

県民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

(1) 防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な地震を想定して、毎年1回以上実施するものとする。防災訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

(2) 災害対策本部運営訓練

震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(3) 緊急防災要員参集訓練

緊急防災要員の職務の習熟等を図ることを目的として、緊急防災要員参集訓練を定期的に実施する。

※ 和歌山県災害対策本部緊急防災要員任命要領は、資料編 34-01-00 を参照

(4) 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づく災害対策等が円滑に行われるよう広域的な防災訓練を実施する。

(5) 県内一斉津波避難訓練

少なくとも年1回、県・県出先機関・沿岸を有する市町が連携し、津波警報の発表を想定した、防災無線による情報伝達訓練を実施するとともに、各市町において住民参加による津波避難訓練を実施する。

(6) 石油コンビナート等総合防災訓練

国・県・市町・消防機関並びに特定事業所は、大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施する。

(7) 各機関の訓練

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は相

互に十分に連絡をとり協力するものとする。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、旅館、ホテル等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

ア 図上訓練

イ 実施訓練

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、その他訓練。

第27章 防災知識普及計画（近畿総合通信局、県総務部危機管理局・県環境生活部・県教育委員会）

1 計画方針

地震・津波災害の被害を最小限ににくい止めるためには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

そのため県・市町村をはじめとして各防災関係機関は、自らの職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、県民に対し積極的に防災情報を提供し、災害に対する正しい知識の普及・啓発を図り、地震・津波災害時における適切な判断力の養成に努めるものとする。

またその際、障害者、高齢者等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮するよう努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

2 事業計画

(1) 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関は、その職員に対し、地震・津波時における適正な判断力を養い、各機関における防災体制の確立など防災活動の円滑な推進を期するため、次によりあらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

ア 教育の内容

- ① 和歌山県地域防災計画（地震・津波災害対策計画編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担に関すること。
- ② 地震・津波対策の現状と課題
- ③ 地震・津波の原因、対策等の科学的、専門的知識に関すること。
- ④ 過去の主な被害事例に関すること。
- ⑤ 防災関係法令の運用に関すること。
- ⑥ 土木、建築その他地震・津波対策に必要な技術に関すること。

イ 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

(2) 一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して住民の地震・津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次により防災広報に努める。

ア 普及の内容

① 地震及び津波に関する一般知識

- a 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ

- る、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- b 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に大地震発生後においては、最初の大地震と同程度の地震の発生もあり得ること、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、地震・津波に関する想定・予測の不確実性
- ② 過去の主な被害事例
- ③ 避難場所安全レベルについての考え方や避難路に関する知識
- ④ 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビアプリ等）
- ⑤ 地震・津波災害対策の現状
- ⑥ 平常時の心得（準備）
- a 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする〕
 - b 非常持ち出し品の準備
 - c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
 - d 避難路及び避難場所の把握
 - e 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - f 要配慮者の所在把握
 - g 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
 - h 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
 - i 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等）
 - j 地震保険・共済加入の検討
 - k 自動車へのこまめな満タン給油
- ⑦ 災害時の心得
- a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
 - b 災害情報等の聴取方法
 - c 停電時の処置
 - d 避難場所安全レベルについての考え方
 - e 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」）の理解
- ⑧ 地震・津波発生時の行動及び応急措置
- a 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動
 - b 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
 - ・ 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと

- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- c 初期消火活動をおこなうとともに、消防機関に協力する。
- d 近隣の負傷者、要配慮者の救助
- e 避難場所での活動
- f 国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する。
- ⑨ 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施
- ⑩ 緊急地震速報の正しい活用方法
- ⑪ 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、また、災害時における通信量の増加を抑制するため災害時の不要不急な通信を控えることについて周知に努める。
- ⑫ 津波フラッグに関する知識の普及啓発

赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、普及啓発を図るものとする。

イ 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図るものとする。

- ① ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- ② 県ホームページ、広報誌、広報車の利用
- ③ パンフレットの利用
- ④ 映画、スライド等による普及
- ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- ⑥ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布（市町村）
- ⑦ 地震体験車の利用
- ⑧ 県災害対応シミュレーションゲームの利用
- ⑨ その他

(3) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑・モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(4) 学校での防災教育

児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組に努める。

- ア 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- イ 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- ウ 歴史資料等を活用した防災文化の形成

- 工 「津波避難3原則」「津波でんでんこ」の浸透
 - 才 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
 - 力 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動
- ※ 防災事業協力に関する協定書 資料編 31-01-00

第28章 自主防災組織整備計画（県総務部危機管理局）

1 計画方針

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、その形態も地震動による火災、津波など様々な形であらわれるため、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件が重なることが予想され、地震・津波災害初期の段階においては、これらの悪条件の下に防災機関の活動が制約されるおそれがある。

このような事態に対処するためには、「自分たちのまちは自分達で守る」という意識のもとに、県民自らが地域社会の中でお互いに協力して出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、避難等を自主的に行なうことが要求される。

そのため、各市町村は平素から自治会や町内会などの住民組織による自主的な防災組織の指導・育成及び障害者、高齢者等の要配慮者や女性の参加の促進に努め、地震・津波災害時の混乱と被害の軽減を図るものとする。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、若しくは保有する工場、事業場等においても、自主的な防災組織を編成し、地震・津波災害に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

2 事業計画

(1) 地域住民等の自主防災組織

ア 市町村地域防災計画への掲載

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにする。

イ 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会等の開催に積極的に取り組む。

ウ 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として、組織の設置を図る。

- ① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- ② 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

エ 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう市町村において積極的に指導する。

特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成

強化を図る。

オ 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

カ 県の助成等

県は市町村の行う防災資機材の整備及び自主防災組織の活動促進についての助成を行い、自主防災組織の組織化・活性化を推進する。また研修等を実施し、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成に努める。

キ 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

ク 自主防災組織の活動

平常時

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災資機材の備蓄
- ⑤ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握

災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に要配慮者に配慮する。）

(2) 事業所の自主的な防災組織

大地震が発生した場合、中高層建築物、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画を策定するものとする。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

ア 対象施設

- ① 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- ④ 雜居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

イ 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

ウ 自主防災計画

災害を予防し、又は災害による被害を軽減するため、効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を定めておくものとする。

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

予防計画

- ① 予防管理組織の編成
- ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
- ③ 消防用設備等の点検整備

教育訓練計画

- ① 防災教育
- ② 防災訓練

応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集伝達
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出、救護

エ 自主的な防災組織の活動

平常時

- ① 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- ② 施設及び設備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ③ 避難誘導、救出、救護

第 29 章 震災時救急医療体制確保計画（県福祉保健部）

1 計画方針

震災発生時における救急医療の確保については、本計画を中心に市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

2 計画内容

(1) 実施主体

知事及び医療機関の開設者等が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 「災害拠点病院」の指定及び整備

災害医療支援機能を有し、24 時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を県内 2 次医療圏域に指定整備することにより、震災時の医療を確保する。

イ 災害拠点病院の種類等

① 和歌山県総合災害医療センター

県内全域を対象とした震災時における医療救護等にあたるとともに、被災地域の後方支援や研修機能を有する県における震災時医療対策の中核施設。

② 地域災害医療センター

主として二次医療圏域内の震災時における医療救護等にあたる、圏域における災害医療対策の中核施設。※和歌山県災害拠点病院は、資料編 32-01-00 を参照

ウ 「災害拠点病院」の整備基準等

① 病棟（病室、I C U 等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、震災時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース。

② 診療に必要な施設等の耐震構造

③ 電気等のライフラインの維持機能

④ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

やむなく病院敷地内に確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

⑤ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材等。

エ 災害派遣医療チーム（D M A T）の体制整備

災害の急性期（概ね 4 8 時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（D M A T）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、県内 1 1 施設（県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、公立那賀病院、有田市立病院、橋本市民病院、ひだか病院、紀南病院、南和歌山医療センター、白浜はまゆう病院及び新宮市立医療センター）が日本 D M A T 隊員養成研修を修了していることから、県内の運用体制の整備を図るものとする。

オ 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備

災害発生直後の急性期（概ね 4 8 時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システム

の機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制整備を図る。

カ 災害医療コーディネーターの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、医療に熟知している者をコーディネーターに委嘱し、災害医療対策本部に統括医療コーディネーターを、二次保健医療圏単位に地域災害医療コーディネーターを配置する。

和歌山県災害医療コーディネーター設置要綱は、資料編 46-14-00

キ 災害時小児周産期リエゾンの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、災害医療本部に配置する。

和歌山県災害時小児周産期リエゾン設置要綱は、資料編 46-14-01 を参照

(3) 地域医療機関等との連携

知事は、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、各地域毎の震災時における救急医療体制の確保に努める。

ア 地域における医療救護の中核施設としての「災害拠点病院」と「災害支援病院」等の医療関係機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等の連携を図るものとする。

※災害支援病院は、資料編 32-02-00 を参照

イ 市町村等が開設する救護所・避難所等を考慮した医療班等の派遣、受入れ体制について地域における関係機関等の連携を図るものとする。

(4) その他

ア 知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、震災時の医療救護を円滑に行うため、医療班等人員の派遣・受入れ、傷病者などの搬送・受入れ等の後方支援等の実施について関係機関と協議を行うものとする。

イ 「災害拠点病院」は、他の地域が被災した場合における自己完結型の医療班等の派遣、傷病者などの受入れ等後方支援の計画をたて、研修・訓練を行うものとする。

第30章 避難行動要支援者対策計画

(県総務部危機管理局・県企画部・県福祉保健部)

1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、地震・津波災害に迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震・津波災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、県、市町村は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

(1) 生活保護法の適用

地震・津波災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、管轄する実施機関は、市町村本部並びに民生委員と連絡を密にし、本庁協議の上、速やかに保護の要否を決定するものとする。

なお、保護の決定に当たっては、特に、救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとする。

(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

ア 市町村は、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しなければならない。

イ 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市町村は、避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

エ 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、個別避難計画の策定に努めるものとする。

- オ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。
- カ 市町村は、避難行動要支援者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。
- キ 市町村は、地震・津波災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。
- ① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。
ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できるものとする。
 - ② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。
- ク 市町村は、市町村地域防災計画において、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域内に地下街及び要配慮者利用施設等がある場合は、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めることとする。

(3) 社会福祉施設等の整備

ア 避難訓練の実施

地震・津波災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に地震・津波災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておくものとする。

イ 避難予定場所の選定

地震・津波災害の程度等に応じた避難場所を選定しておき、地震・津波災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期するものとする。

ウ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設等を利用する者が、地震・津波時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

地震・津波災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとする。

エ 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 社会福祉施設等の管理者は、地震・津波災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。
- ② 地震・津波災害に備え自家発電機等必要なものの整備に努めるものとする。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。
- ④ 地震・津波災害に際し、市町村や地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

オ 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点の位置づけ

県は、県立社会福祉施設を、避難行動要支援者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。

(4) 地震・津波災害時に特に配慮すべき事項

県、市町村は地震・津波災害時に次の事項について避難行動要支援者に十分配慮することとし、市町村事務については、市町村地域防災計画で明確に定めることとする。

- ① 各種広報媒体を活用した情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的実施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(5) 外国人対策

県及び市町村は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 在住日外国人の把握

県は市町村と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の整備

県及び市町村は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとする。

ウ 予防対策等

- ① 和歌山県国際交流センター等を拠点として、外国人に対する相談窓口を開設し、災害予防対策の相談に応じる。
- ② 在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信を行う。
- ③ 市町村に対して、避難所等でのピクトグラムや災害時多言語情報シートの利用促進を図る。
- ④ 外国人に対して、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(6) その他

ア 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

- ① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置
- ② 臨時医療保険相談所等の開設

a 被災時一部負担金等について

地震・津波災害の被災者にあっては、受診時一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

b 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があった場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。

c 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

イ 介護保険制度の事務処理対策

① 被保険者証の取扱について

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び市町村が国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

第31章 ボランティア活動環境整備計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県総務部危機管理局・県企画部・県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

地震・津波災害時において、県、市町村をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、県民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政や県民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、県災害ボランティアセンターは、県・NPO・ボランティア団体等と連携し、ボランティアコーディネーターの育成、災害時におけるボランティア活動等についての意見交換を行う等、平時から災害時のボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

(1) ボランティアの種別

地震・津波災害時におけるボランティアは、防災ボランティア、被災地生活支援NPO及び一般ボランティアに区分される。

ア 防災ボランティア

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

※「大規模災害時における生活衛生団体による包括支援に関する協定書」は、資料編33-03-00を参照

イ 被災地生活支援NPO

被災地生活支援NPOとは、専門性や柔軟性、チームワークなどNPOの有する特性を活かし、被災者の支援活動等に当たるボランティアチームである。

ウ 一般ボランティア

一般ボランティアとは、専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアで、その活動内容は、家屋内外の片付けや軽作業、被災者の話し相手や応援・励まし等多岐にわたる。

(2) 平時の活動

ア 防災ボランティアの募集・登録

イ 被災地生活支援NPOの募集・登録

県内において、地震・津波等の大規模な災害が発生した場合に、県または現地市町村を通じて、被災者への支援活動等に当たる被災地生活支援NPOをあらかじめ募集・登録する。

ウ 一般ボランティアの活動環境整備

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う県災害ボランティアセンターの組織化に努め、その事務局を県社会福祉協議会に設置するとともに、活動拠点の確保等、必要な対策を講じる。

エ ボランティアコーディネーターの育成

地震・津波災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

※ 和歌山県防災ボランティア登録制度要綱は、資料編 33-00-00 を参照

※ 和歌山県被災地生活支援N P O 登録制度要綱は、資料編 33-02-00 を参照

第32章 企業防災の促進に関する計画（県総務部危機管理局・県商工観光労働部）

1 現 態

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらに、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、防災活動の推進を図る必要がある。

2 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、商工団体等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画策定の支援に努める。また、計画実行への取組を通じて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3 事業計画

企業が、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、商工団体等を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

第33章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備（県環境生活部）

1 計画方針

地震・津波により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平常時に以下の措置を講じる。

2 事業計画

(1) 災害時応急体制の整備

県及び市町村は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。

ア 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。

イ 災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。

(2) 一般廃棄物処理施設等の耐震化等

市町村は、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化、非常用自家発電設備等の整備や断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保等の対策を推進する。

(3) 周知・啓発

県又は市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。